

令和5年5月

受講生・会員の皆様へ

公益社団法人和歌山県労働基準協会

**当協会技能講習等における新型コロナウイルス5類変更による特例の廃止について
(令和5年5月8日以降)**

日頃は当協会の事業の運営について、ご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、当協会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、受講生をはじめ関係者の感染リスクを軽減し、安全と健康を守るため、可能な限りの感染防止対策を講じた上で講習等を実施してきましたが、5月8日から季節性インフルと同様の5類に変更されたため、今までの、**新型コロナウイルス感染による直前のキャンセル等による返金等の特例の取り扱い**は廃止し、**コロナ禍前の対応に戻すこと**といたしますので、何卒、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

<5月8日以降の取り扱い>

○申し込み後、キャンセルされる場合は、休日（土日祝）を除く3日前までならご返金します。（但し、振込手数料は差し引かせていただきます。）

また、次回以降の直近の講習への振替や受講者の変更（いずれも1回限り）をご希望の場合は、休日を除く2日前までにご連絡をお願いします。

○病気やご家族の不幸ごとにより受講できない場合については、講習当日であっても、次回以降の直近の講習への振替（本人のみ1回限り）が可能です。

（ただし、証明書を提出して下さい）。